

川崎市公告第1024号

第3期川崎競輪開催業務等包括委託の業者選定に関する公募型企画提案の実施について、次のとおり公告します。

令和8年7月3日

川崎市長 福田 紀彦

1 公募型企画提案に付する事項

- (1) 件名 第3期川崎競輪開催業務等包括委託
- (2) 履行場所 川崎競輪場（川崎市川崎区富士見2丁目1番6号）及び選手宿舎（川崎市幸区小向西町4丁目110番地）
- (3) 履行期間 契約締結日から令和16年3月31日まで
- (4) 業務内容 川崎競輪場の長期的な発展と安定した運営を図るとともに、より一層の市民に親しまれる競輪場づくりを推進するため、車券の販売・払戻の業務補助等の競輪開催に係る実施業務をはじめ競輪開催等に関する運営・管理などの業務を一括して民間事業者に包括的に委託する。

2 企画提案の参加資格

(1) 応募者

本公募型企画提案に参加する者は、川崎競輪開催業務等包括委託事業者募集要項の趣旨を理解し、本業務に関する能力がある事業者で、次の(2)の条件を満たすものとする。

なお、複数の法人（以下「グループ」という。）による共同応募も可能とするが、次のことに留意すること。

ア 専ら競輪開催業務を遂行する事業者（以下「代表事業者」という。）と、その他の事業者（以下「構成事業者」という。）で構成し、以下両者を総称して「構成員」という。

イ 応募者は、構成員のすべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。

ウ 構成員は、代表事業者との間またはすべての構成員との間において、グループとして適正な協定または、委託契約等を締結し、市に報告しなければならない。

エ 代表事業者は、応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 応募資格の制限

応募にあたって構成員は、本業務の受託にあたって、以下の条件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

- イ 自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項に該当しない者
- ウ 国税及び地方税を滞納していない者
- エ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者、又は、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- オ 構成員に警備業法第4条の規定に基づく警備業の認定を受けている者がいること。
- カ 当該契約年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種「99 その他」、種目「99 その他」に登録があること。
- キ 本業務の受託に十分な能力があると見込まれる事業者であり、競輪事業の趣旨をより効率的・効果的に達成することができる者。

3 提案者を特定するための評価項目

- (1) 競輪事業の理解度の視点
- (2) 運営体制の視点
- (3) 危機管理の視点
- (4) 業務効率化等の視点
- (5) 売上の向上及びファンサービス等の視点
- (6) 市民に親しまれる競輪場づくり等の視点
- (7) 新規事業や事業改良の視点
- (8) 選手ファーストの視点
- (9) 委託料の視点

4 担当部局

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6

川崎市経済労働局公営事業部総務課（川崎競輪場内メインスタンド2階）

担当 桑原、清水

電話044-233-5501 FAX044-233-8262

E-mail 28ksoumu@city.kawasaki.jp

5 企画提案参加申込書の提出期限、場所及び方法

- (1) 受付期限 令和8年7月17日（金）午後4時必着
※持参の場合の受付は、提出期間中の日（土日を除く）の午前9時から午後4時まで（午前12時から午後1時の間を除く）の間
- (2) 受付場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出書類 企画提案参加申込書及び添付書類
- (4) 提出方法 事前連絡の上、持参又は郵送により提出
- (5) その他 企画提案参加申込書の受付後、業務内容説明書を配布するため、「業務内容説明書受領書」を用意し、配布と引き換えに提出すること。

6 現地説明会

本事業の応募者を対象に、期日を指定して現地説明会を実施する。希望者は、「企画提案説明会・現地見学会参加申込書」に必要事項を記入し、提出すること。

- (1) 提出期限 令和8年7月17日(金)午後4時
- (2) 提出場所 4の担当部局と同じ
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 実施日程 令和8年7月27日(月)から7月31日(金)の間で発注者が指定する日

7 川崎競輪開催業務等包括委託事業者募集要項等についての問合せ

- (1) 問合せ先 4の担当部局と同じ
- (2) 質問受付期間 令和8年7月3日(金)から7月17日(金)午後4時まで
- (3) 質問書の提出 質問のある者は質問書に必要事項を記入し、電子メールにて提出すること。
- (4) 回答書の送付 書面により、すべての企画提案参加申込者及び質問書提出者へ回答します。
- (5) 回答期日 令和8年7月31日(金)頃に電子メールにて送付

8 関連情報を入手するための照会窓口

4の担当部局と同じ

9 その他の事項

- (1) 応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- (2) 応募にあたっては川崎競輪開催業務等包括委託事業者募集要項等をご一読ください。
- (3) プレゼンテーション等は10月中旬を予定しており、詳細は企画提案参加申込者に対して別途通知します。
- (4) 選定結果の発表は10月下旬を予定しており、文書によりすべての参加者に通知します。
- (5) この公募は、提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、審査によって最優秀の者と市が提案内容に沿って協議等を行い、双方が合意に至った後、契約を締結するものです。